

電子メールによる提出に係る注意事項

1. 依頼について

電子メールにて受付期間内に、「電子メールによる送付依頼書【別紙9】」を申請し受理された者に対して、「臨床検査項目明細【別紙①】」および「臨床検査項目一覧表【別紙②】」を送付します。

2. 提出について

入札参加申込兼適合規格承認申請の際に、「臨床検査項目一覧表【別紙②】」の提出（用紙での提出です）を、入札書に添付する資料として、「臨床検査項目明細【別紙①】」が必要となります。

3. 臨床検査項目一覧表【別紙②】について

- ①各検査項目について、「会社名」を記入し、「自社検査」または「二次委託」のいずれかの欄に○印を付して下さい。
- ②二次委託先（業務提携先）による検査項目については、委託先の会社名を記入して下さい。
- ③各検査項目のうち、「検査方法」「基準値」については、現在当センターで採用している方法・値となります。
- ④検査は、上記「検査方法」で実施され、この「基準値」をもって報告されることとします。
- ⑤「報告日数」は、当センターが採用・希望する検査に要する日数が記載されています。検体の交付日を起算日とし、報告日が土・日・祝日の場合は、報告は休（祝）日明けとします。

4. 臨床検査項目明細【別紙①】について

- ①「会社名」「単価」項目のみ入力して下さい。その他の項目は一切変更しないで下さい。
- ②各項目全てに単価を入力して下さい。単価入力がない場合は、その群の入札については、無効となりますので、ご注意下さい。
- ③件数は平成 29 年度の実績件数を入力しています。

5. 疑義について

万が一、電子メールによる送付したデータが使用不能等の場合は、速やかに財務課用度係へ連絡して下さい。

6. 入札後

入札の開札後に、落札・契約した業者においては「臨床検査項目明細【別紙①】」の入力したデータを提出して頂きます。その際、「請求コード」「項目コード」を入力して頂く必要があります。「臨床検査項目明細【別紙①】」に「請求コード」「項目コード」の列を追加して下さい。コードが未記載の場合は、再提出を求める場合がありますので、コードがある項目に関しては入力して下さい。